

VI 供 給

34. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- (1) 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、消費機器に対する適合性を示すもので、別表第 10 の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は 13A ですので、消費機器は、13A とされている消費機器が適合いたします。

①秋田支社地区

熱 量	標準熱量	……………46.04655 メガジュール
	最低熱量	……………44.3 メガジュール
圧 力	最高圧力	……………2.5 キロパスカル
	最低圧力	……………1.0 キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……………47
	最低燃焼速度	……………35
	最高ウォッベ指数	……………57.8
	最低ウォッベ指数	……………52.7
	ガスグループ	……………13A
	燃焼性の種別	……………13A

②福島支社、茨城支社、茨城南支社地区

熱 量	標準熱量	……………45 メガジュール
	最低熱量	……………44 メガジュール
圧 力	最高圧力	……………2.5 キロパスカル
	最低圧力	……………1.0 キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……………47
	最低燃焼速度	……………35
	最高ウォッベ指数	……………57.8
	最低ウォッベ指数	……………52.7
	ガスグループ	……………13A
	燃焼性の種別	……………13A

- (3) 当社は、(2) に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (4) 当社は、(2) に規定するガスの熱量等及び(3) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いま

せん。

35. 供給又は使用の制限等

- (1) 当社は、受入地点において注入するガスの熱量等が 34 の規定と相違する場合には当社（導管部門）の求めによりガスの注入を中止することがあります。
- (2) 次の事由のいずれかに該当する場合には、当社（導管部門）の求めによりガスの供給を制限又は中止することがあります。
 - ① 当社の注入ガス量が当社（導管部門）の通知する注入指示量と著しく乖離する場合
 - ② お客さまが 4 4 に掲げる当社（導管部門）係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
 - ③ お客さまが、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合
 - ④ お客さまが、3 9、4 1、及び 4 2 の保安に係る当社（導管部門）への協力又は責任の規定に違反した場合
- (3) 当社が (1) (2) にかかわらずガスの注入又は供給を制限又は中止しない場合には、当社（導管部門）によりガスの供給の制限又は中止される場合があります。その際、当社（導管部門）は必要に応じお客さまに対し、ガスの供給の制限又は中止をする旨をお知らせすることがあります。
- (4) 当社（導管部門）は、次の事由のいずれかに該当するときは、ガスの供給を制限若しくは中止する場合があります。また、当社（導管部門）は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給を制限又は中止する旨をお知らせすることがあります。
 - ① 災害及び感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
 - ⑧ その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
- (5) 当社（導管部門）がガスの供給の制限又は中止をしたことに対するお客さまからの問い合わせ等に対しては、当社が対応させていただきます。
- (6) 当社（導管部門）は、34 (2) に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び本項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

36. 供給停止

- (1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。

- ① 支払義務発生日の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目日が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合
 - ② 当社とその他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
 - ③ この小売約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合
 - ④ 44 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒否又は妨害した場合
 - ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - ⑥ その他この小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- (2) 当社（導管部門）は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
- ・ クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合

37. 供給停止の解除

- (1) 36(1)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

- ① 36(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合
- ② 36(1)②の規定により供給を停止したときは、当社とその他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来

した全ての料金を支払われた場合

- ③ 36(1)③、④、⑤又は⑥の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合
- (2) 36(2)の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。
- (3) 当社は、供給の再開は8時30分から17時の間に速やかに行います。（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び5月1日、12月29日及び12月30日を除く）

38. 供給制限等の賠償

- (1) 当社が10(4)、35又は36の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (2) 当社（導管部門）が35又は36の規定により供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社（導管部門）の責めに帰すべき事由がないときは、当社及び当社（導管部門）は賠償の責任を負いません。